

・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員一人増す)とに100万円加算)以下

・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない

・負担能力のある親族などに扶養されていない  
・介護保険料を滞納していない

## (2)生活保護受給者

### 軽減対象となる費用と軽減割合

○10パーセントの利用者負担額の原

則4分の1

○食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原

則4分の1

※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額

軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要で

す。審査の結果、対象となる方に確

認証の交付をしますので、サービ

ス利用時に軽減事業者へ提示して

ください。

※対象となるサービスや申請方法に

ついて詳しくは高齢福祉課へお

問い合わせください。

問合先 高齢福祉課

☎ 444-3141

## 7月は「社会を明るくする運動」強

### 調月間です

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、次の運動を推進します。

#### (1)運動目標

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと  
②再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

#### (2)重点事項

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤独などの生きづらさという課題に我が事として関わるコニ

ニティの実現に向けて、次のこと

に力を入れて取り組む。

①犯罪や非行をした人の立ち直りを

支え、再犯を防止することの大切

さや、更生保護の活動について、デ

ジタルツールも活用するなどして、

広く周知し、理解を深めてもらう

ための取組

②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行

をした人の立ち直りにはさまざま

な協力の方法があることを示し、

多くの人に協力者として気軽に参

加してもらうための取組

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生

保護ボランティアの活動を支援し、

なり手を増やすための取組

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行

をした人が、仕事、住居、教育、保健

医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするための

ネットワークをつくる取組

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する

ニア③ミャンマー

※実施地域は変更となる場合があります。また、地域ごとに申込締切日

があります。

問合先 社会福祉課

☎ 444-3135  
FAX 444-1074

申込・問合先 愛知県遺族連合会  
☎ 231-6504

## 保険・年金



### 高齢受給者証の更新について

70～74歳の国民健康保険加入者に

交付している高齢受給者証は7月末

日に有効期限を迎えます。7月下旬

に8月1日から使用する証を庄着ハ

ガキで送付します。

高齢受給者証が届きましたら、記載事項を確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに受給者証が届かない場合は、保険医療課へご連絡

(広域地域)

①トラック諸島②パラオ諸島③ボル

ネオ・マレー半島④マリアナ諸島⑤東部ニューギニア⑥ビスマルク諸島⑦イングリッシュモーン諸島⑧ソロモン諸島⑨フィリピン(1次)⑩台湾・バシー海峡⑪マーシャル・ギルバート諸島⑫フィリピン(2次)⑬中国(特定地域)

有効期限の切れた高齢受給者証は、保険医療課へお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

**対象者** 70～74歳の国民健康保険加入者

**問合先** 保険医療課

FAX 444-335555  
☎ 444-31168

発送時期	対象期間
7月下旬	1～5月 診療分
12月下旬	6～10月 診療分
翌2月中旬	11・12月 診療分

国民健康保険「医療費のお知らせ」の発送について  
国民健康保険に加入の皆様に、「ご自身の診察にかかる費用等を」確認いただきくため、1月から5月までの診療内容に関する「医療費のお知らせ」を、7月下旬に発送します。  
なお、令和5年度中の発送予定は、次のとおりです。

**問合先** 保険医療課  
☎ 444-335555  
FAX 443-335555

## 国民年金保険料を納めることが困難な方へ

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料納付が必要ですが、学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除または納付猶予となる制度があります。

**令和5年度分**については、7月3日(月)から申請できます。基礎年金番号の分かるものを持参していただき、

保険医療課にて申請してください。  
なお、失業等の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写し等を添付する」と、失業特例を適用して申請できます。

**問合先**

中村年金事務所

☎ 453-7200

保険医療課

☎ 444-31168

FAX 443-335555

## 年金相談「相談無料・事前予約制」 年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保

険医療課へ事前にご予約をお願いし

ます。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、「本人の委任状」が必要になります。

・学生納付特例

・保険料免除・納付猶予申請

・種別変更届

・電子申請可能な手続き

・資格取得届

詳しく述べ、日本年金機構のウェブサイトを「確認してください。

Web <https://www.nenkin.go.jp/>

等で確認する」ことができます。お手続きの際は、ぜひ「利用ください。

・資格取得届

・種別変更届

・学生納付特例

・保険料免除・納付猶予申請

・種別変更届

・電子申請可能な手続き

・資格取得届

詳しく述べ、日本年金機構のウェブ

サイトを「確認してください。

Web <https://www.nenkin.go.jp/>

## 環境・衛生



発火の危険性がある「み」について

「み」収集車（パッカーカー車）や「み」処理工場の火災事故は、「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池（充電式電池含む）、リチウム蓄電池内蔵製品」の不燃「み」への混入が主な原因です。

火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけではなく、市全体の「み」収集に、多大な影響もおよぶしかねません。

これらの「み」は、不燃「み」では絶

空き家調査に「協力を  
適切に管理がされていない空き家  
等が防災・衛生・景観等の生活環境に  
影響を及ぼしている」とから、市で  
は、皆さんの生活環境の保全を図る  
ため、実態調査を行います。

# 都市計画



② あま市リサイクルステーション  
(旧甚田寺庁舎敷地内)毎日:午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く)  
開場中は、いつでも受入れ可能です

対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方にご協力ください。日頃から、市民一人ひとりにより左記の場所で適切に分別して出すことで、火災事故発生の未然防止につながります。

7月から11月までの期間中、身分証明書及び腕章を携帯した調査員が、空き家の可能性がある建物の外観の調査を実施しますので、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

# 生活環境



問合先  
都市言語画報  
FAX 441・8387  
TEL 441・7112

調査は、目視や写真撮影の方法により行います。なお、調査員が敷地内に立ち入ることはありません。

**補助金対象区域**  
公共下水道の事業計画区域外の区  
域

人槽区分	5人槽	6人槽	8人槽
限額	33万2千円	41万4千円	54万8千円
人槽	10人槽	7人槽	5人槽
人槽区分	8人槽	6人槽	5人槽

- ・市税を滞納している者。

対象となる浄化槽	既存の単独処理浄化槽またはくみ取便所から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。	合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度
----------	--	--------------------

- 既存の単独処理浄化槽またはくみ取便所から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。
- ## 対象となる浄化槽
- ・浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- ・生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの。
- 厚生省生活衛生局水道環境部環境

- ・浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。
- ・建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認を受けて合併処理浄化槽を設置する者。
- ・販売または賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者。
- ・補助金の交付決定前に補助事業を着手した者。
- ・11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者。
- ・住宅等を借りている者で、賃貸人

対象区域内に居住し、住所を有する者が、既設の単独処理浄化槽またはくみ取便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者。ただし、次の事項に該当する方は、補助を受けることができません。

なお、合併処理浄化槽の設置に併せて単独処理浄化槽、またはくみ取便所を撤去する場合は、その撤去に要する費用または9万円のいすれか低い額を加算します。

## 申請される方へ

また、合併処理浄化槽の設置に併せて宅内配管工事を施工する場合は、その宅内配管工事に要する費用または10万円のいすれか低い額を加算します。

問合先 下水道課  
国内で、先着順に受け  
FAX 441-7116

問合先  
下水道課